

令和3年2月2日以降の創業（開店）の場合の取扱いについて
（高知県営業時間短縮要請協力金）

創業日（＝開店日）による分類	1日当たりの売上高の算定方法
①令和3年2月2日から令和4年1月11日までに創業した場合	<ul style="list-style-type: none">・令和3年3月31日までの間に1か月以上の営業実績がある場合、創業日から令和3年3月31日までの売上を前年2月及び3月の売上とみなします。・創業日からの1年分（1年に満たない場合は令和4年2月10日まで）の売上を前年の売上とみなします。ただし、営業時間短縮要請の期間を除いて1日当たりの売上高を算定することができる。
②令和4年1月12日から2月10日までに創業した場合	1日の支給単価を2.5万円又は3万円とします。
③令和4年2月11日以降に創業した場合	協力金の対象外とします。